平成２５年（フ）第７２号
群馬県みどり市大間々町大間々1898番地３
債務者　古川　　透
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第７３号
群馬県みどり市大間々町大間々1898番地３
債務者　古川　杏子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第９８６号
名古屋市緑区鶴が沢１丁目312番地　クオリティパレス鶴が沢605号
債務者　竹村　博司
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２号
滋賀県長浜市八幡東町213番地
債務者　尾上志津夫
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
兵庫県宝塚市大原野字同道６番地
債務者　今北さゆり
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
大分市寿町５番25号　寿町Ｒアパートメント402
債務者　尾﨑　真希（旧姓浦田）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７１号
鹿児島県霧島市国分広瀬３丁目８番６－６号
債務者　大王　裕樹
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
福島市飯坂町字西堀切12番地の３
債務者　今野己奈子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月14日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１３１８号
神奈川県大和市福田1381番地　レオパレス高座渋谷第12―204
債務者　中川真由美
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３５５号
横浜市栄区上郷町1028番地２　森テラスハウス１号
債務者　乃一　　靖
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６６号
栃木県宇都宮市若草３丁目15番24号　三向ハイツ若草106、前住所千葉県鴨川市横渚540番地
債務者　川上　　豊
1　決定年月日時　平成25年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６４号
栃木県宇都宮市城南３―10―13　レオパレス守道館第弐109号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市下荒針町3476番地118
債務者　若林　美紀（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３７２号
栃木県鹿沼市日吉町640番地　市営住宅１号棟13号室
債務者　長谷川恵子（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後３時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２４５号
岡山市中区神下470番地３　306
債務者　神原　宗興
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３８号
岡山市北区七日市東町３番21号
債務者　三原　春子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５１号
岡山県赤磐市山陽７丁目３番10－３号
債務者　渡　　竜樹
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部